

## 不公正取引の未然防止に向けて

### ◆不公正取引とは◆

金融商品取引法第 157 条では不公正取引を次の 3 類型に分けて包括的に規制しております。

1. 有価証券の売買等の取引等について、不正の手段、計画又は技巧すること
2. 重要な事項について虚偽の表示があり、又は誤解を生じさせないために必要な重要な事実の表示が欠けている文章その他の表示を使用して金銭その他の財産を取得すること
3. 有価証券の売買等の取引等を誘引する目的をもって、虚偽の相場を取得すること

不公正取引が行われると、証券市場の公正性・健全性が損なわれ、一般の投資家が不利益を被るおそれがあることから金融商品取引法等において厳しく規制されています。証券市場における公正な価格形成を確保するため不公正取引規制について十分ご理解のうえ、お取引くださいますようお願い申し上げます。

金融商品取引法等は不公正な行為の類型を示して禁止し、安心して取引できるよう市場を守るようにしています。

投資家の注文を受託し市場に取り次ぐ証券会社は不公正な取引が行われないように監視し、そのような虞のある取引を発見した時には警告を行う義務もあります。すべての投資家がルールを守って取引することはすなわちすべての投資家に利益をもたらすということをご理解いただき、健全な金融商品市場の発展のために、どうぞ皆様のご協力をお願いします。

### ◆主な不公正取引◆

#### ■インサイダー取引

インサイダー取引（内部者取引）とは「上場会社の関係者等が、その職務や地位により知りえた、投資判断に重大な影響を与える未公表の企業情報を利用して、その企業の株券等を売買する行為」で、金融商品取引法第 166 条及び 167 条で禁止されております。

#### 1. 上場会社の関係者等とは

上場会社関係者等とは、具体的に会社の役員や従業員、帳簿閲覧権を有する株主、会社と契約を締結し又は締結しようとしている者（若しくは法人の従業員）等（その地位を退いてから 1 年以内の者を含む）で重要事実を知った者及びこれらの者から重要情報の伝達を受けた者を指します。

## 2. 重要事実とは

上場会社等及び子会社の運営、業務、財産に係る重要な事実を指します。具体的には、自己株式の取得、株式無償割当て、株式の分割、会社の合併・分割、新製品又は新技術の企業化、業務上の提携又は解消、事業の全部又は一部の休廃止、新事業の開始、主要株主の移動、主要取引先との取引の停止、公表された売上高、経常利益、純利益もしくは配当等の予想値についての大幅な修正、公開買付け等に関する情報、その他投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの等の情報が重要事実に該当します。

## 3. 公表とは

公表とは、上場会社等の代表者等が、2つ以上の報道機関に対して重要事実を公開し、かつ12時間が経過すること、又は上場会社等の代表者等が金融商品取引所等に対して重要事実を通知し、当該金融商品取引所のホームページ上で公衆の縦覧に供されたこと等の措置がとられたことをいいます。

## 4. インサイダー取引規制の適用除外とは

金融商品取引法第166条第6項及び第167条第5項において、インサイダー取引規制の適用除外項目が列挙されています。

### ■相場操縦取引

相場操縦とは市場において相場を意識的・人為的に変動させ、その相場をあたかも自然の需給によって形成されたものであるかのように他人に誤解させる事によって、その相場の変動を利用して自己の利益を図ろうとする行為をいいます。

このような行為は、公正な価格形成を阻害し、投資家に不測の損害を与える事となる為、法令規則により委託及び受託を禁止されています。

### ※主な相場操縦取引の種類

#### ・見せ玉

見せ玉とは自身の売付（買付）注文を約定させようとして、約定の意思のない大量、あるいは頻繁に発注、取消、訂正を行い、他の投資家の取引の状況を誤認させ、取引を誘引しようとする取引のことを指します。相場操縦取引の中でも不公正の度合いが高い取引として厳しく規制を適用します。

#### ・買い上がり（売り崩し）

買い上がり（売り崩し）とは特定の銘柄等の株価を高く（安く）することを目的として現在値を上回る（下回る）価格で反復継続して発注し、あたかも当該銘柄が上昇している（下落

している) と他の投資家に誤認させ、取引を誘引しようとする取引のことを指します。

#### ・ 株価の固定・釘付け

株価の固定・釘付けとは特定の銘柄等の株価を一定の価格近辺で保つことを目的として、継続して行う取引のことを指します。

#### ・ 終値関与

終値関与とは特定の銘柄等の終値を一定の価格近辺で保つことを目的として、継続して行う取引のことを指します。

#### ・ 仮装売買

仮装売買とは同一の投資家が同一の銘柄で同時刻に売付・買付注文を対当させるような権利の移転を目的としないで行う取引のことを指します。

#### ・ 馴合い通謀売買

馴合い通謀売買とはあらかじめ連絡を取り合った者同士が行う、仮装売買と同様の取引のことを指します。

#### ・ 高(安)値形成売買

高(安)値形成売買とは特定の銘柄等の株価を高く(安く)するのを目的に、当日の高(安)値を付ける取引を反復継続して行ったり、複数日にわたって高(安)値を付ける行為を繰り返すような取引を指します。

#### ・ 空売り規制

法令により、一定の要件に該当した場合に価格規制が発動されます。価格規制が発動された場合、一定期間、51 単元以上の信用新規建て等の空売り注文に一定の規制がかかります。

### ■ 風説の流布

株券等の相場の変動を図る目的をもって、虚偽の情報等(風説)を流布することは、こうした情報等を信頼して投資判断を行った投資家に損害を被らせ、また、市場の信頼性・健全性を阻害するものであり、金融商品取引法第 158 条により禁止されています。

### ■ 仮名取引

仮名取引とは、架空の名義あるいは他人の名義など本人名義以外の名義で行う取引を言います。また、他人名義を借りるものは、特に「借名取引」と言い、借名取引も仮名取引の範疇に入ります。脱税やマネー・ロンダリングといった行為の温床となる可能性や、相場操縦

といった不公正取引に利用される可能性があるので、証券会社は、本人名義以外の名義を使用している注文を受けてはならないことなどが法令緒規則で決められています。

### ◆不公正取引を防ぐために◆

当社は、お客様のお取引やご注文について、相場操縦、行為的相場形成、仮名取引、インサイダー取引などの不公正取引に当るおそれがないか日々売買審査を行っています。審査の結果、不公正取引のおそれのある取引を行っているお客様には、当社は電話等で売買目的等のヒアリングをさせていただきます。

また必要に応じて注意喚起させていただくことがあります。当社からの注意喚起等で改善をしていただけないお客様には、当社の約款等に基づきお客様のお取引を制限させていただく場合があります。

なお、お客様におかれましては、口座開設後も、お客様情報等への登録内容を最新のものとして下さいますようお願い致します。

現在ご登録いただいているお客様情報は、お客様の担当者またはコンプライアンス部までお問い合わせ下さい。

### ◆不公正取引をした場合のペナルティー◆

不公正取引の一部は取引を誘引する目的を持っていることが必要とされますが、相手が誤認するかどうかはその目的と関係ない場合もあります。したがって、お客様の取引の態様、保有資産状況、投資の動機、投資のご経験などを勘案し、客観的に判断する場合もございます。当社が不公正取引の疑いがあると判断した場合は、電話等で売買目的等ヒアリングさせていただきますこともございますのでご承知おき下さい。

注意喚起をしたにもかかわらず、同様の取引を繰り返される場合は、まことに残念ながら当社といたしまして、お取引をご遠慮いただく場合もございます。

また、当社の措置とは関係なく、金融商品取引法等の法令緒規則により、不公正取引には課徴金や罰金、懲役といったペナルティーがかけられる場合もあります。

十分ご注意ください。

以 上

制定日：平成 29 年 11 月 24 日